

水辺を活用したイベント実施助成制度 Q & A

Q 1 「水の都ひろしま」構想とは、どのようなものですか。

A 1 平成15年1月に国土交通省・広島県・広島市の三者が、「水の都ひろしま」の実現に向けて取り組むための“よりどころ”として策定した構想をいいます。

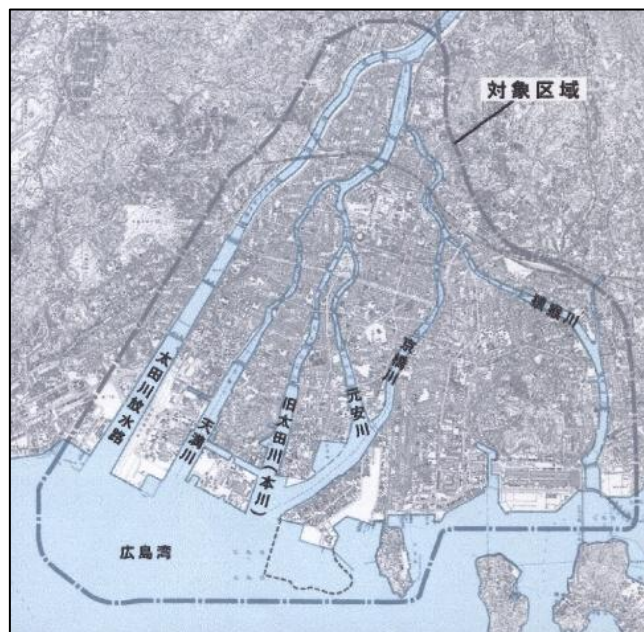
詳しくは、以下のホームページを御覧ください。

【「水の都ひろしま」構想】

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/tourism-culture/tourism/1021448/1006035/1012753.html>

Q 2 「太田川デルタ上に形成された市街地の水辺空間」とは具体的にはどのエリアをいうのですか。

A 2 「水の都ひろしま」構想が対象区域とする下図の点線の範囲内における太田川放水路及びその派川である天満川、旧太田川（本川）、元安川、京橋川及び猿猴川に沿った川辺とその河口部の海辺をいいます。



「水の都ひろしま」構想の対象区域

Q 3 「水の都をつくるための基本方針」とはどのようなものですか。

A 3 「水の都ひろしま」構想では、水の都づくりの目標を実現するため、「1. つかう～市民による水辺の活用」、「2. つくる～水辺空間の整備とまちづくりとの一体化」及び「3. つなぐ～水辺のネットワークと水の都の仕組みづくり」の3つの柱を掲げており、それぞれの柱ごとに具体的な実践方向を示したものが要綱別表に掲げる20の方針です。さらに、各方針には実践方向をよりわかりやすく解説するため、取組の例示がなされています。

本助成事業では、20の方針の趣旨に資する各種イベントを助成対象事業としています。
具体的な内容については、以下のホームページを御覧ください。

【「水の都ひろしま」構想】

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/tourism-culture/tourism/1021448/1006035/1012753.html>

Q 4 「任意団体」とはどのようなものですか。

A 4 法律に基づく法人格を持たず、共通の目的のために人が集まって活動している団体をいいます。例えば、町内会や自治会（連合町内会等の連合組織を含む。）、実行委員会などを想定しています。

Q 5 助成対象事業にはどのようなものが該当しますか。

A 5 太田川デルタ上に形成された市街地の水辺空間において実施する、「水の都をつくるための基本方針」のいずれかの趣旨に合致するイベントを助成対象事業とします。

なお、本助成事業では、幅広く水辺空間におけるにぎわいを創出し、広島市の観光資源の魅力向上を図っていただくことを目的としますので、例えば町内会の加入世帯のみしか参加することができないなど、特定の者のみを参加対象者とするものについては、助成の対象外となります。

Q 6 1件のイベントを例えば猿猴川と京橋川など複数の地点（水辺空間）を会場として開催する場合、「太田川デルタ上に形成された市街地の水辺空間」には該当しますか。

A 6 「太田川デルタ上に形成された市街地の水辺空間」の範囲内において、複数の地点を会場とするイベントであれば該当します。

なお、複数の地点の中に、「太田川デルタ上に形成された市街地の水辺空間」の範囲外の地点が含まれる場合、当該地点に係る経費については、対象外経費となりますので、予算書を作成する際にはご注意ください。

Q 7 交付決定を受けるより前に着手した事業は、助成対象事業として認められますか。

A 7 認められません。

Q 8 助成対象経費は、どのようなものが該当しますか。

A 8 経費の一例をお示ししますので、参考としてください。

なお、経費の支出に当たり、口座振込の振込手数料や収入印紙は対象外経費となります。

経 費	例 示
報償費	出演者・講師・イベントボランティア等への謝礼金※
人件費	イベント実施のために臨時的に雇用するアルバイトに係る給与
使用料及び賃借料	会場使用料、駐車場使用料、機材レンタル料
消耗品費	資料・チラシ等作成に伴う紙・インク代、文房具・物品等の購入、印刷・コピー代
通信運搬費	資料等の送付に係る切手代や郵送料、宅配便の送料
委託料	会場設営や警備、清掃、チラシ・パンフレットのデザイン等各種業務の委託経費
保険料	イベント実施に係る行事保険料、スポーツ安全保険料

※ 社会通念上相当な額を超える場合や、申請団体の構成員に謝礼金を支払う場合は対象外

Q 9 助成金の交付申請から交付までの手順を教えてください。

A 9 助成金の交付を希望される場合は、以下の順番により手続きを行ってください。

- ① 事業実施の30日前までに交付申請書を提出
⇒ 水の都ひろしま推進協議会において審査後、交付決定
- ② 助成対象事業を実施
- ③ 事業が完了した日から40日以内又は3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出
⇒ 水の都ひろしま推進協議会において審査後、助成金の額を確定
- ④ 助成金の交付を請求
⇒ 水の都ひろしま推進協議会において審査後、助成金を交付

Q 10 事業の実施期間が2月末日までとなっていますが、実績報告を行う時点で経費の支払を完了している必要はありますか。

A 10 経費の支払を含め事業は2月末日までに完了している必要があります。

実績報告の際には、経費を支払ったことが分かる書類（領収書等）の添付が必要です。

Q 11 天候不良により、予定していたイベントを中止せざるを得ませんでした。その場合、イベントの準備に要した経費について助成金の交付を受けることはできますか。

A 11 助成金の交付は、イベントを実施することが前提となりますので、理由の如何を問わず、イベントを中止した場合、その準備に要した経費について助成金を交付することはできません。

Q 1 2 助成金の額の算出方法を教えてください。

A 1 2 本助成事業では、消費税及び地方消費税相当額を除いた額を助成対象経費として扱い、その額に3分の2を乗じて得た額（上限50万円）を助成金の額とし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。

（例1）助成対象経費が80万円の場

⇒ $80\text{万円} \times 2/3 = 533,333\text{円} \div 533,000\text{円} > \text{限度額}50\text{万円}$
この場合、50万円が助成金の額となります。

（例2）助成対象経費が60万円で、別途、他の補助金として30万円の交付を受ける場合

⇒ $60\text{万円} \times 2/3 = 40\text{万円} > \text{限度額}50\text{万円} - 30\text{万円} = 20\text{万円}$
この場合、20万円が助成金の額となります。

Q 1 3 交付申請の回数は年2回までが限度とされていますが、「会長が特に必要と認めた場合」とは、どのような場合をいいますか。

A 1 3 本助成事業に係る当協議会の予算の執行状況に応じて、既に2回交付申請を行った団体等に対しても、3回目の交付申請を認める場合があります。

この場合、広島市ホームページ（以下URL）にてお知らせします。

【水辺を活用したイベント実施への助成】

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/tourism-culture/tourism/1021448/1006035/1049728.html>

Q 1 4 交付申請を行った際に見込んだ予算額よりも経費が増額となりそうです。交付決定された助成金の額の増額は認められますか。

A 1 4 助成金の額は、最初に交付決定した額を限度額としますので、交付申請後に経費が増額したとしても、助成金の額の増額は認められません。

なお、助成対象経費の予算額を1割以上変更する場合は、「助成対象事業に要する予算を変更しようとするとき」に該当しますので、事業計画変更申請書を提出し、水の都ひろしま推進協議会会長の承認を受けてください。

Q 1 5 交付決定の取消しを受ける場合について、

- ① 「決算総額が予算総額に比して著しく相違」するとは、どのような状態をいいますか。
- ② 「予算の執行が不相当」とは、どのような状態をいいますか。
- ③ 「助成金の額に比し過大な剰余金が生じたとき」とは、どのような状態をいいますか。

A 1 5 ① 助成対象経費の予算額に対する決算の執行率が8割以下である場合をいいます。

② 「助成対象事業に要する予算を変更しようとするとき」に該当するにも関わらず、事業計画変更申請を行わず、予算を執行した場合をいいます。

③ 助成金の額に対し、2割以上の剰余金が生じた場合をいいます。